監査委員告示第６号

地方自治法第１９９条の規定に基づく監査結果の公表について

令和元年５月２９日

木津川市監査委員　西 井　正

定期監査結果について

地方自治法第１９９条第４項の規定により、同条第１項及び第２項に規定する事務の監査を実施したので、同条第９項の規定により下記のとおり公表します。

記

１　監査執行年月日　　平成３１年３月２７日（水）

２　監査対象部局及び監査の対象

市長直轄組織

会計課

(1) 基金の運用状況について（平成３１年２月末時点）

(2) 適正伝票実態調査の結果について（平成３１年２月末時点）

(3) 郵便切手等調査について（調査票）

上下水道部

水道業務課

(1) 平成３０年１０月から実施している水道メーター隔月検針の実施に伴う経費削減効果の状況について（平成３１年２月末時点）

(2) 税外債権に係る滞納対策状況について（平成３１年２月末時点）

(3) 郵便切手等調査について（調査票）

(4) 平成２８年度から実施しているアセットマネジメント・水道ビジョン改訂業務の進捗状況について（平成３１年２月末時点）

水道工務課

(1) 平成３０年度工事請負等の発注状況について【調査票５】（平成３１年２月末時点）

(2) 水道施設台帳整備に向けた施設調書の作成状況について（平成３１年２月末時点）

(3)　郵便切手等調査について（調査票）

下水道課

(1)　下水道サービスの効率化、健全化の指針となる「経営戦略」の進捗状況について（平成３１年２月末時点）

(2)　平成３０年度工事請負等の発注状況について【調査票５】（平成３１年２月末時点）

(3)　税外債権に係る滞納対策状況について（平成３１年２月末時点）

(4)　郵便切手等調査について（調査票）

３　監 査 の 方 法

監査対象事項に係る内容及び執行状況等について、提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取による方法で実施した。

４　監　査　結　果

歳入歳出予算の執行状況をもとに監査対象部局の財務に関する事務の執行について監査を行い、併せて当該部局における所掌事務の執行状況について提出された監査資料に基づき、担当職員から聴取し監査を実施した結果、監査を行った範囲内において適正に処理されていた。

なお、以下の点について意見を述べる。

【会計課】

適正伝票実態調査についてであるが、全ての部署を対象に、定期的に調査を実施することにより、適正な伝票処理を促し、過誤率の改善に繋がっていることは評価できる。本調査を定期的に行なうことで、職員のチェック意識も高まることから、今後も継続した調査の実施に努められたい。

また、庁舎内事務室に設置しているコピー機についてであるが、カラー印刷は、モノクロ印刷の約１５倍経費がかかるにも関わらず非常に使用枚数が多いと感じられる。部長会を通じて、各部署に対して必要最小限度の使用によう、行財政改革、経費節減の観点から、注意喚起や指導をお願いする。

【水道業務課】

昨年１０月から実施している水道メーターの隔月検針についてであるが、検針用端末から水道料金システムにデータを直接入力しており、基本的には検針漏れは発生しないとのことであるが、検針は水道料金徴収の基軸となるものであり、請求漏れあるいは徴収漏れとなると、利用者に対する負担はもとより、水道事業の信頼を損ねる一因となることから、今後も十分な確認に努められたい。

また、水道料金の徴収についてであるが、口座振替に加え、クレジット収納およびスマートフォン収納実施により、収納窓口が拡大されていることは評価できる。今後もさらなる徴収率向上の取り組みに期待する。

【水道工務課・下水道課共通】

今般、他市の水道工事において、配水管の取り替えや漏水の修繕の際に掘った穴を埋め戻す時に、土に石灰を混ぜた「改良土」を使用するよう指定されているにもかかわらず、改良土よりも安価で質の悪い土で埋め戻す偽装が恒常的に行われていたことが発覚した。

木津川市においては、基本的には掘った土でそのまま埋め戻す「流用土」を使用する工法を採用しており、今回の事例には該当しないと考えられるが、引き続き工事の施工管理を十分に行われたい。